

(対大臣・副大臣・政務官)

司法法制部 作成

11月24日(木) 参・法務委

高木 かおり 議員(維新)

問 国の財政赤字がかつてないほど厳しい水準にある中、裁判官・検察官の給与改定に当たっては、国の財政状況を考慮していくべきではないか、法務大臣の所見を問う。

〔結論要旨〕

裁判官・検察官の給与改定の方法は、裁判官・検察官の職務と責任の特殊性を反映させつつ、人事院勧告の重要性を尊重し、国家公務員全体の給与体系のバランスの維持にも配慮するという理由に基づくものであって合理的。

〔裁判官・検察官の給与改定の方法〕

- ・ 裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定は、従前より、人事院勧告を受けて行われる一般の政府職員(注)の俸給表の改定に準じて行っているところ。

(注) 「一般の政府職員」とは、特別職給与法及び一般職給与法が適用される政府の職員を意味する。

- ・ そして、今般の一般の政府職員の給与改定に当たっては、政府において、国の財政状況を含む様々な観点から検討を行い、人事院勧告どおり実施すると決定したもの。

〔裁判官・検察官の給与改定の合理性〕

- ・ 一般の政府職員の俸給表に準じて裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額を改定する方法は、一方で、裁判官及び検察官の職務と責任の特殊性を反映させつつ、他方で、人事院勧告の重要性を尊重し、国家公務員全体の給

与体系の中でのバランスの維持にも配慮するという理由に基づくものであって、給与水準の改定の方法として合理的であると考えている。

〔所見〕

- ・ 今後とも、法務省としても、最高裁判所の意見を踏まえつつ、裁判官・検察官の報酬・俸給の在り方について、引き続き、適切に対応してまいりたい。

【責任者：司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】